住所　東京都杉並区成田東４丁目１番26号
趙洪東　昭和39年４月１日生
住所　埼玉県蓮田市西城３丁目98番地15
陳醜　昭和58年10月17日生
住所　埼玉県本庄市南１丁目２番30号
劉秀弥　昭和58年９月26日生
住所　東京都足立区千住中居町５番10号
鄭小絹　昭和58年２月28日生
住所　福岡市博多区博多駅南１丁目10番20―802号
鄭怡敏　平成22年６月23日生
孟佳　昭和56年７月８日生
住所　名古屋市熱田区二番２丁目２番29号
鄭怡晨　平成24年４月29日生
朴満　昭和43年８月８日生
住所　鳥取県八頭郡八頭町大江462番地
李忠鳳　昭和50年12月２日生
住所　東京都立川市西砂町５丁目62番地38
カルロス・シゲキ・オオバ・タニイ　平成４年１月３日生
住所　富山県高岡市戸出町５丁目17番１号
張萍　昭和44年11月12日生
住所　埼玉県児玉郡神川町大字四軒在家235番地３
孫瑩　昭和52年11月19日生
住所　東京都江東区大島５丁目22番１―403号
鄭由美　平成４年12月23日生
住所　千葉県四街道市和良比222番地177
王宏波　昭和58年５月５日生
住所　神奈川県南足柄市岩原888番地８
鄭千明　昭和58年11月16日生
住所　山梨県甲府市国玉町896番地１
鄭由利子　昭和60年９月４日生
住所　栃木県さくら市草川70番地
レイ・ゴック・トウン　昭和43年８月２日生
ファム・ティ・ティエン・フウン　昭和47年１月１日生
レイ・フック・ターン　平成６年10月24日生
レイ・フック・ティエン　平成10年９月21日生
レイ・アイ・ミイ　平成16年１月７日生
住所　神戸市須磨区東町１丁目２番14号
金江淑　昭和46年３月10日生
崔洪烈　平成８年９月２日生
住所　神戸市中央区籠池通４丁目１番14号
王世奇　昭和16年10月29日生
住所　大阪市生野区田島１丁目15番12号
陳学清　昭和51年２月22日生
住所　大阪府枚方市藤阪元町２丁目45番６号
朴祥悟　昭和54年５月５日生
住所　大阪市生野区勝山北５丁目３番８号
康仁美　昭和53年12月17日生
康哲生　昭和55年10月19日生
住所　大阪市旭区高殿３丁目32番１―502号
徐喬　昭和47年12月20日生

**○農林水産省告示第二千四百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生五二七の１

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生五二七の１（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生六三五の１から六三六の三まで、六三八の１

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生六三五の四・六三六の１から六三六の三まで・六三八の１（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百四十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生六二〇の１、六二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生六二〇の１・六二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

**○国土交通省告示第八百五十五号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

第一東海自動車道　静岡県駿東郡小山町桑木字南ノ原五九〇番から同県駿東郡小山町桑木字南ノ原五九三番七まで　平成二十五年九月十七日十時

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百四十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町出ル町字与羽一九七の二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）